

機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書
(複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ) 2 (Ⅱ) 3 (Ⅲ) ※1

※1 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。							
相談支援専門員の配置状況(合計)							
相談支援専門員		常勤専従	4	人	常勤兼務	1人	
上記のうち現任研修修了者		常勤専従	4	人	常勤兼務	1人	
それぞれの事業所における相談支援専門員の配置状況							
(1) 事業所名		〇〇事業所		(当該事業所)			
相談支援専門員		常勤専従	2	人	常勤兼務	1人	有・無
上記のうち現任研修修了者		常勤専従	2	人	常勤兼務	1人	
(2) 事業所名		△△事業所		(他の事業所)			
相談支援専門員		常勤専従	2	人	常勤兼務	0人	
上記のうち現任研修修了者		常勤専従	2	人	常勤兼務	0人	
※2 常勤専従者の兼務については、業務に支障のない範囲とする。							
※3 記載欄が不足する場合は適宜欄を追加すること(別紙可)							
①-a 特別地域であり、かつ、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在し、他事業所における現任研修を修了した相談支援専門員による助言指導の体制が確保されている。							有・無
※4 「有」の場合、①について現任研修修了者が配置されていなくても差し支えない。							
②-a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。							有・無
②-b 協働体制の要件を満たしているかについて、事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されている。							有・無
②-c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催している。							有・無
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。							有・無
④ 協働体制を確保する事業所間において24時間常時連絡できる体制を整備している。							有・無
⑤ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。							有・無
⑥ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。							有・無
⑦ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。							有・無
⑧ 協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。							有・無
⑨ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。 (令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。)							有・無
⑩ 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている。							有・無
⑪ 地域生活支援拠点等を構成する関係機関(拠点関係機関)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している。 (令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる。)							有・無
※5 ⑩、⑪についてはいずれかが「有」であれば要件を満たすものである。							
⑫ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満である。							有・無

※6 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。
(例:勤務形態一覧表、会議録、各種取組に関する記録等)

※7 令和7年3月31日までに限り、⑧、⑨については、令和6年3月31日時点において機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定している事業所は「無」の場合も算定可能であること。

(審査要領)

- ・機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)・(Ⅱ)については、①、②～⑨、⑫(⑧、⑨については※7参照)がすべて有の場合であって、⑩、⑪のいずれかが有の場合に算定可。
- ・機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅲ)については、①、②(a～c)、③、⑤～⑨、⑫(⑧、⑨については※7参照)がすべて有の場合であって、⑩、⑪のいずれかが有の場合に算定可。